

令和 年分

農業所得収支計算ノート



住 所	宮代町
氏 名	

町県民税申告期間中は大変混み合いますので、農業所得の収支計算に関するご相談はお受けできません。
申告前に収支内訳書を完成させておいてください。
H26年1月から記帳・帳簿書類の保存が必要となりました。
巻末の農業所得記帳簿は、7年間保存してください。

宮代町

メモ欄

※自由にお使いください。

[illegible]

～ はじめに ～

農業所得については、すべての農業経営者が収支計算による申告を行うことになっています。

収支計算とは、収入（出荷額、自家消費分など）から必要経費（肥料・苗・農薬代、農機具の減価償却など）を差し引いて農業所得を算出する方法です。

収支計算では、収入と支出をそれぞれ記録しておいて、最後に差引をすることにより1年間でどれだけ利益が出たのか又は損失が出たのかをきちんと把握することができます。

収入金額	—	必要経費	=	農業所得
------	---	------	---	------

この収支計算ノートは、農家の皆様が収支内訳書（農業所得用）を作成するにあたって、1年間の収支が手軽に整理できるように作られています。

農業に使う道具や資材を購入したり、農作物を販売・消費したときには、領収書や売上伝票などを保存するとともに、こまめに記録を行ってください。

※この収支計算ノートは、税務署で配布されたものを簡略化したものです。

国税庁のホームページでも収支計算書が作成できます。

国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナー ⇒ <https://www.keisan.nta.go.jp>

※作成した申告書をそのまま「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」で税務署に送信し、電子申告することもできます。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。⇒<https://www.e-tax.nta.go.jp>

1 収入金額の計算

(1) 販売金額等の計算

種 類 品名等		作付 面積	収穫量	販売した農作物		家事消費農作物		収入金額
				販売数量	販売価格	家事贈答数量	金 額	
田 畑	水稻	a	kg	kg	円	kg	円	円
	麦							
	大豆							
	そば							
	野菜							
果 樹	ぶどう (巨峰)							
	梨							
	イチジク							
特 殊 施 設								
小 計		—	—	—		—		



①販売金額



②家事消費事業消費金額

収支内訳書の「収入金額」欄に記入します。

(○数字は収支内訳書の番号)

(2) 雑収入の計算

・雑収入には、販売代金以外の農業に関する収入を記入します。給与や年金、預金の利息等は、記入しません。

名 称	金 額
自主流通米 繰越精算金	円
受取共済金	
作業受託手数料	
出荷奨励金	
水田活用の直接支払交付金（国）	
産地交付金（国）	
青年就農給付金（経営開始型）（国）	
合 計	

↓
③雑収入
収支内訳書に記入します。

2 必要経費の計算

(1) 雇人費の計算

支 払 先 名	金 額	記 入 例
	円	アルバイトの給料・賄費
合 計		—



⑧雇人費 に記入します。

(2) 小作料・賃借料の計算

支 払 先 名	金 額	記 入 例
	円	農業用の土地を借りた場合の 地代、農機具の賃借料、 ライスセン ター などの共同施設の使用料
合 計		—



⑨小作料・賃借料 に記入します。

(3) 貸倒金

支 払 先 名	金 額	記 入 例
	円	回収不能となった売掛金、未収 金などの損失
合 計		—



⑪貸倒金 に記入します。

(4) 利子割引料

支 払 先 名	金 額	記 入 例
	円	事業用資金の借入金の利子、農 業用機械のローン購入による利 子支払い
合 計		—



⑫利子割引料 に記入します。

(5) 減価償却費の計算

- ・農業用の建物や農機具等は、建築又は購入した年にすべて必要経費として控除せずに、耐用年数に応じて、減価償却費として必要経費に計上します。10万円以上の農業用の建物や農機具などを購入した場合に記入します。

※取得した減価償却資産の取得時期が平成19年3月31日以前か平成19年4月1日以降かにより計算方法が異なりますのでご注意ください。

○平成19年4月1日以降に購入したもの

年	月	名 称	金 額
			円

○平成19年3月31日以前に購入したもの

年	月	名 称	金 額
			円

- ◆本年分の減価償却費の金額は、「収支内訳書」裏面又はこのノートの「減価償却費の計算」に記入し算出します。

【参考】

減価償却費の計算方法（定額法）

減価償却の対象となる資産

- ・農業用の車両、運搬具（軽トラック、動力運搬車など）
- ・農業用機械（トラクター、コンバイン、田植機、穀物乾燥機など）
- ・果樹（ぶどう樹、なし樹、もも樹など）
- ・農業用建物及び大規模な農業用建物の修繕（農業用倉庫、農業用作業場など）

《平成19年4月1日以後に取得した資産の減価償却費の計算》

減価償却費の額	=	取得価額	×	償却率	×	$\frac{\text{使用月数}}{12\text{ヵ月}}$	×	事業占有割合
---------	---	------	---	-----	---	-----------------------------------	---	--------

《平成19年3月31日以前に取得した資産の減価償却費の計算》

減価償却費の額	=	償却の基礎 になる金額 ※	×	償却率	×	$\frac{\text{使用月数}}{12\text{ヵ月}}$	×	事業占有割合
---------	---	---------------------	---	-----	---	-----------------------------------	---	--------

※「償却の基礎になる金額」は、「取得価額－（取得価格×残存割合：10%）」で計算します。

～ 平成21年分申告から減価償却費の償却率が変わりました ～

平成20年度税制改正において、法定耐用年数について機械及び装置を中心に資産区分が整理されるとともに法定耐用年数が見直されました。

したがって、減価償却の額は、平成20年以前に取得した減価償却資産も含め、新しい法定耐用年数による償却率により計算することとなりました。

《計算例》

○平成19年4月1日以後に取得した資産

資産名	取得価額	取得年月日	耐用年数	償却率	事業占有割合
トラクター	2,000,000円	平成19年4月1日	7年 (8年)	0.143 (0.125)	100%

※ () は改正前

H19年 2,000,000円 × 0.125 × 9 / 12 × 100% = 187,500円

H20年 2,000,000円 × 0.125 × 12 / 12 × 100% = 250,000円

H21～25年 2,000,000円 × 0.143 × 12 / 12 × 100% = 286,000円

H26年 {2,000,000円 - (187,500円 + 250,000円 + 286,000円 × 5年) × 12 / 12 × 100%} - 1円 = 132,499円

H27年 0円

○平成19年3月31日以前に取得した資産

資産名	取得価額	取得年月日	耐用年数	償却率	事業占有割合
トラクター	2,000,000円	平成19年3月31日	7年 (8年)	0.142 (0.125)	100%

※ () は改正前

H19年 {2,000,000円 - (2,000,000円 × 10%)} × 0.125 × 10 / 12 × 100% = 187,500円

H20年 {2,000,000円 - (2,000,000円 × 10%)} × 0.125 × 12 / 12 × 100% = 225,000円

H21～25年 {2,000,000円 - (2,000,000円 × 10%)} × 0.142 × 12 / 12 × 100% = 255,600円

H26年 {2,000,000円 × 95% - (187,500円 + 225,000円 + 255,600 × 5年)} × 12 / 12 × 100% = 209,500円

(償却可能限度額に達した翌年以後)

前年度末までの減価償却費の累積額が取得価格の95%に達した場合には、翌年分以後5年間次のように計算して、1円まで償却します。

H27～30年 {2,000,000円 - (2,000,000円 × 0.95)} ÷ 5 = 20,000円

H31年 {2,000,000円 - (2,000,000円 × 0.95)} ÷ 5 - 1円 = 19,999円

(6) 取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産

取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却しないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができま。なお、この適用を受ける場合は、収支内訳書の減価償却の計算の「減価償却資産の名称等」欄に「一括償却資産」と記載します。

《計算例》

減価償却 費の額	=	取得価格 ÷ 3
-------------	---	----------

取得価額	取得年月日	事業占有割合
150,000円	令和3年5月31日	100%

R3～5年 150,000円 ÷ 3 = 50,000円

減価償却資産の耐用年数

○農業用機具全般（原則として、すべて7年で統一）

平成21年分から	平成20年分まで
農業用設備／7年	電動機／10年
	内燃機関、ボイラー及びポンプ／8年
	トラクター／8年
	耕うん整地用機具／5年 耕土造成改良用機具／5年
	栽培管理用機具／5年 防除用機具／5年
	穀類収穫調整用機具 ・自脱型コンバイン、稲わら収集機（自走式を除く）／5年 ・その他のもの／8年
	飼料作物収穫調整用機具 ・モア、ヘーコンディショナー（自走式のものを除く）など／5年 ・その他のもの／8年
	果樹、野菜または花き収穫調整用機具 ・野菜洗浄機、清浄機及び掘取機／5年 ・その他のもの／8年
	その他の農作物収穫調整用機具 ・い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機／5年 ・その他のもの／8年
	農作物処理加工用機具 ・花蒔織機及び畳表織機／5年 ・その他のもの／8年
	運搬用具機具／4年
	その他の機具 ・その他のもの 主として金属製のもの／10年 ・その他のもの その他のもの／5年

○構築物

区 分	細 目	平成21年分から	平成20年分まで
農業用構築物	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの ・果樹棚又はホップ棚 ・その他のもの	14年 17年	17年 20年
	主として金属造のもの ・斜降索道設備 ・その他のもの	14年 14年	13年 15年

○償却率（定額法）

耐用年数	H19. 4. 1以降の取得分	H19. 3. 31以前の取得分
7年	0.143	0.142
14年	0.072	0.071
17年	0.059	0.058

※ご不明な点がございましたら、税務課町民税担当までお問い合わせください。

(7) その他の経費の計算

経 費	項 目 ・ 支 払 先	金 額
租税公課 ※農地等の固定資産税・都市計画税、農業用自動車の自動車税などを記入します。	自動車税・軽自動車税	円
	固定資産税・都市計画税（耕作している農地）	
	固定資産税・都市計画税（納屋・作業場）	
	農事組合費	
	小 計	
種苗費 ※農産物の種、苗などの購入代を記入します。		
	小 計	
肥料費 ※肥料の購入代を記入します。		
	小 計	
農具費 ※使用期間が1年未満か購入価格が10万円未満の農具の購入代を記入します。		
	小 計	
農薬・衛生費 ※農薬の購入代や共同防除負担金などを記入します。		
	小 計	
諸材料費 ※トンネル栽培用のビニール、袋掛用の袋、稲苗用の土（客土は除く）などの購入代を記入します。		
	小 計	

経 費	項 目 ・ 支 払 先	金 額
修繕費 ※建物や農機具、農業用トラックの修繕費（車検を含む）、既設ハウスのビニール張替え費用などを記入します。		円
	小 計	
動力光熱費 ※電気料、灯油やガソリン代などの燃料代について記入します。		
	小 計	
作業用衣料費 ※作業用の衣類、手袋、長靴などの購入代を記入します。		
	小 計	
農業共済掛金 ※農産物や倉庫などに掛けた共済掛金や農業用トラックの損害保険料などを記入します。		
	小 計	
荷造運賃手数料 ※生産物の販売に要した袋、箱などの出荷包装資材の購入費や市場手数料、運送費などを記入します。		
	小 計	
土地改良費 ※土地改良区等の賦課金、客土費用などを記入します。		
	小 計	
その他 ※今までに分類されなかった経費を記入します。		
	小 計	
雑費 ※通信費や農業用事務用品などの購入費を記入します。		
	小 計	
	その他の経費合計	

◆その他の経費の小計は収支内訳書のイ～ツに、合計は⑬に記入します。

(8) 減価償却費の計算

項 目		面積 又は 数量	取得年月	取得価格	償却の基礎 になる金額	耐用年数	償却率（定額法）		本年 中の 償却期 間	事業専 用 割合	本年分の 減価償却 費	未償却残高	摘 要
							H19. 4. 1 以降取得	H19. 3. 31 以前取得					
耕 耘 機 又 は 管 理 機			年 月			7 年	0.143	0.142					
ト ラ ク タ ー			年 月			7 年	0.143	0.142					
コ ン バ イ ン			年 月			7 年	0.143	0.142					
穀 類 乾 燥 機			年 月			7 年	0.143	0.142					
歩 行 用 田 植 機			年 月			7 年	0.143	0.142					
乗 用 田 植 機			年 月			7 年	0.143	0.142					
貨 物	軽 自 動 車		年 月			4 年	0.250	0.250					
	小 型 自 動 車		年 月			5 年	0.200	0.200					
ライトバン	軽 自 動 車		年 月			4 年	0.250	0.250					
	小 型 自 動 車		年 月			5 年	0.200	0.200					
も み す り 機			年 月			7 年	0.143	0.142					
米 選 機			年 月			7 年	0.143	0.142					
倉 庫 及 び 格 納 庫			年 月			1 5 年	0.067	0.066					
ビニールハウス（金属造り）			年 月			1 4 年	0.072	0.071					
			年 月			年							
			年 月			年							
計													

※償却の基礎になる金額は、

平成19年3月31日以前に取得した資産は、取得価格から残存価格10%を引いた金額

平成19年4月1日以降に取得した資産は、取得価格と同額となります（最終年は1円を残した全額を償却します）。

収支内訳書⑩に記入します。

(9) 販売金額等の集計表

[illegible]

※販売日・品目ごとに整理する集計表の見本ですので、参考にして活用してください。

(参考資料)

必要経費の項目区分一覧表

項 目		この項目に分類される具体例
雇 人 費		常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
小 作 料		農地の賃貸料
賃 貸 料		農地以外の土地、建物の賃貸料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などのライスセンター等共同施設利用料
減 価 償 却 費		建物、農機具、車両などの償却費
貸 倒 金		売掛金などの貸倒損失
利 子 割 引 料		事業用資金の借入金の利子、受取手形の割引料など
そ の 他 の 経 費	租 税 公 課	① 固定資産税・都市計画税（農業用の土地、建物、償却資産）、不動産取得税、自動車税（取得税、重量税を含む）などの税金 ※所得税、相続税、住民税、国民健康保険税は、必要経費にはなりませんのでご注意ください。 ② 水利費、農業協同組合費などの公課
	種 苗 費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用（自給分については、収穫したときの価格によって記入します。）
	肥 料 費	肥料の購入費用
	農 具 費	使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の農具購入費用
	農 薬 衛 生 費	農薬の購入費や共同防除費
	諸 材 料 費	ビニール、縄、釘、針金、果樹の袋掛用袋、稲苗用の土（客土は除く）などの諸材料の購入費用
	修 繕 費	農機具、農業用自動車、農業用建物及び施設などの修理に要した費用
	動 力 光 熱 費	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
	作 業 用 衣 料 費	作業着、地下足袋などの購入費用
	農 業 共 済 掛 金	水稻、果樹、家畜、農業用自動車などに係る共済掛金
	荷 造 運 賃 手 数 料	生産物の販売に要した袋、箱などの出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料
そ の 他 の 経 費	土 地 改 良 費	土地改良事業の費用や客土費用
	雑 費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費